

縣當局は本橋大改築の意を決し之を縣會に詢つたところ幸に満場一致の協賛を得大正十年度より十三年度まで四ケ年の繼續事業として縣の獨力を以て計劃を樹立し工費總額金六十萬六千六百七十五圓を投じて大正十一年一月起工し爾來滞なく其の工程を竣え今日之が完成を見るに至つたのである。埼玉縣は寧ろ小縣といふべきで財力も亦必ずしも他府縣に比して豊富であるといふことは出来まい、しかも克く縣の獨力を以て此の大工事を完成し得たのは全く官民一致協力の結果であり其の意氣は誠に壯なりと謂はなければならぬ。

新橋は延長千六百六十餘尺有效幅員二十一尺中鋼製ブラツトトラス九連、遠く秩父の連山を背景とし櫻に名を得た荒川堤を近景として宏壯なる雄姿を武藏野の一角に現出せしめてゐる。渡初式のすんだ後熊谷座で開かれた荒川大橋竣功協賛會の席上で主催者熊谷町長も來賓總代として挨拶された代議士加藤政之助氏も口を揃へて「見るからに美しく頼もしき新大橋」とたゞへ「熊谷直實の武勇と荒川堤の櫻の外に更に一の熊谷名物を加へることが出来た」と歡喜の聲を擧げられたのも誠に宜なる哉である。私は歡喜に酔ふた協賛會の宴席を退いてから丹羽道路課長、今宿内務部長、加藤代議士等と花散り果てて葉櫻若い荒川堤を漫ろ歩きしながら重ねて埼玉縣

官民の協力一致と壯なる意氣とに對して深く敬意を表し且將來永く維持管理宜しきを得て其利用を完ふせられんことを希望しつゝ、飽かず宏壯な新橋の姿を眺めつくした。

賞 狀

大里郡吉岡村

小林 定一

大正四年荒川大橋改築工事ヲ起スヤ其ノ施工ヲ請負ヒ從業中偶歐州動亂勃發シ之ガ影響ヲ受ケ鐵材勞銀等ノ昂騰日ニ甚シキモノアリシモ多大ノ損失ヲ惜マス遂ニ工事ヲ完成セシメ更ニ大正十一年ヨリ三箇年繼續ヲ以テ本橋改築ノ起業ヲ爲スヤ亦其ノ大部ノ工ノ執行ヲ契約シ銳意工ヲ進メ其ノ間大震災ニ因ル幾多ノ困難ニ遭遇セルモ奮ツテ之ヲ排除シ豫期ノ如ク竣功セシメタルハ畢竟義務ニ忠實ナルノ致ス所ニシテ且ツ地方交通ノ利便ニ貢獻スル甚ダ大ナリトス本日茲ニ開通式ヲ舉グルニ方リ特ニ金盃壹個ヲ授與シ之ヲ賞ス

大正十四年四月廿二日

埼玉縣知事從四位勳三等 齋 等 守 閣

○廣島縣に於ける道路愛護政策

知事諭告——道路共進會規則の制定

道路の良否が産業進展の原動力となることは誰も知つて居る所であるが扱て之が實行を躊躇するのは財政難の問題である。元來道路に關する總ての費用は、國家及公共團體に於て

負擔するを本則と爲すが故に、其の負擔する築造及維持費は莫大なる額に達し限りある財力を以つて全般の道路を常に完備せしむることはナカク至難な業に屬するのである。併しながら至難な故に之を粗略にし、放任し置くべきではない、何等かの方策を考究して以つて財政難の中より道路改良の機運を醸成せしむることは、眞に重要な時務に屬するのである。茲に於てか、輒近各地に於て、超法的義務として、道路改善會を起し、或は道路愛護運動を起し、青年團、在郷軍人團等の助力を得て道路維持の民衆化を表現することになつたのは喜ぶべき事である、廣島縣に於ては本年三月諭告を發し縣民の自覺を促すと俱に道路愛護心の普及に努め、更に道路共進會規則を制定して之が徹底を期する事とした。此の重要な獎勵法の實施は縣民各自の自發と相俟つて完全に、有效に其の眞價を發揮し、好果を收む事を希望し、官僚的に發せられた形式一片の諭告に終ららむことを願ふ次第である。

諭告文並道路共進會規則は左の通りである。(小兵衛)

### 論 告

凡交通運輸機關ノ完備ハ文化ノ普及産業ノ發達等ニ最密接ナル關係ヲ有シ之ヲ施設ノ良否ハ民力ノ消長國運ノ隆替ニ影響スルコト甚大ナルモノアリ就中道路ハ普ク地方ニ分布シ其ノ利用範圍極メテ廣

汎ニシテ之ヲ改良ハ地方開發ノ爲極メテ緊要ナル事項ナリトス

今ヤ本縣ニ於ケル國道及府縣道ハ其ノ延長實ニ八百餘里ニ亘リ所謂道路網ノ完成ニ近キ實況ニ至リタルヲ以テ更ニ之ヲ改善チ期スヘク財政ノ許ス範圍ニ於テ銳意力ヲ竭シツツアリト雖限リアル人員ト經費トナリテ其ノ完成チ期スルハ蓋シ至難ノ業ニシテ實ニ地元市町村民ノ協力寄與ニ俟ツモノ多ナルモノアリ願フニ地元住民ニ於テ其ノ關係道路ノ維持保全ニ協力スルハ實ニ社會奉仕ノ美風ニシテ多年馴致セラレタル古來ノ良俗ナリトス然ルニ近時道路ニ關スル法制ノ發布ト共ニ地元住民ハ法令上直接道路保全ノ義務ナキナ理由トシテ之チ一ニ管理廳ノ爲ス所ニ放任シテ敢テ顧ミス古來ノ良俗漸ク頽廢スルニ至リタルハ深ク遺憾トスル所ナリ

抑モ道路ノ恩澤ハ主トシテ地元住民ノ浴スル所ナルガ故ニ徒ニ其ノ管理權ノ所在ヲ云爲シテ道路ノ荒廢ヲ袖手傍觀スルカ如キコトナク居常ノ力保全ヲ念トシ恰モ自己ノ工作物ニ對スルト同一ノ觀念ヲ以テ之ヲ愛護シ其ノ機能ヲ增進スヘキハ地元住民當然ノ義務ナリト謂ハサルヘカラス近時各種ノ法制ニ於テ特別受益者負擔ノ制度ヲ定メ道路法ニ於テモ亦之カ規定ヲ設ケタル所以ノモノ全ク此ノ趣旨ニ依レルニ外ナラサルヘシ縣民ハ宜シク之等ノ趣旨ニ鑑ミ道路ノ維持保全ニ關シテ少クトモ左記各號ノ事項ノ如キハ之ヲ勵行スルノミナラス益進テ道路ヲ愛護完成シ以テ地元住民ノ責務ヲ全フスヘシ

(一) 平常時ニ於ケル事項

- 一 路面ノ塵埃、泥土、雜草ハ之ヲ除却シ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 二 路面ノ築造ニ適合セサル栗石、荒砂利等ハ之ヲ取除キ交通上支障ナキ場所ニ堆積シ置クコト
- 三 路肩繁茂セル雜草ハ之ヲ刈取り實用路面ヲ有効ナラシムルコト

四 路肩ノ削取土砂草根及側溝ノ浚渫泥土ヲ實用路面ニ搬出セサルコト

五 側溝其ノ他直接道路ノ排水ニ必要ナル施設ハ常ニ注意シテ水行ニ支障ナカラシムルコト

六 橋梁溝橋等ニ注意シ水行ニ支障アル障害物ハ之ヲ除却スルコト

七 實用路面ノ積雪及結氷ハ之ヲ除却スルコト但シ土地ノ狀況ニ依リ必要ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

八 晝間ハ路面ニ適度ノ撒水ヲ爲スコト但シ土地ノ狀況ニ依リ必要ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

（C）災害時ニ於ケル事項

一 出水ノ場合ニ於テハ河川其ノ他水流ノ漂流物ニ注意シ橋梁ノ危険豫防上必要ナル措置ヲ爲スコト

二 出水時ニ於テ道路橋梁等崩壞ノ虞アル場合ニ於テ關係官吏員ノ依囑ヲ受ケタルトキハ其ノ指揮ニ從ヒ防備ヲ盡スコト

之等ノ事項ハ概ネ古來ノ慣行ニ依リ地元關係住民ニ於テ爲シ來リタル所ニシテ特別受益者トシ當然爲スヘキ最小限度ニ屬ス若シ夫レ青年團、在郷軍人會等ノ團體ニ於テ之等ノ事業ヲ幫助シ進テ之ニ竭ス方如キハ其ノ存立ノ目的ニ鑑ミ極メテ恰好ノ措置タルヲ信ス莫クハ縣民タルモノ宜シク上述ノ趣旨ヲ體シ益公共奉仕ノ美風ヲ振作シ愈道路愛護ノ良俗ヲ擴張シ相率キテ道路保全ノ實ヲ舉ケ其ノ利用能率ヲ向上シ以テ地方ノ開發福祉ノ増進ニ寄與セムコトナ

右諭告ス

大正十四年三月二十日 廣島縣知事山縣治郎

廣島縣道路共進會規則

第一條 道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ思想ヲ普及シテ其ノ機能ヲ向上セシムル爲メ毎年道路共進會ヲ開催ス

道路共進會ノ會期ハ一會計年間トス

第二條 道路共進會ニ參加シ得ヘキモノハ青年團、在郷軍人會、戶主會等市町村若ハ市町村ノ一部ヲ區域トスル團體又ハ市町村ニ

限ルモノトス

第三條 道路共進會ニ參加セムトスル團體ハ毎年三月三十一日迄ニ左ノ各號ノ事項ヲ具シ所轄郡市長ニ申出ツヘシ

一 團體名

二 地域

三 團體組織ノ概要

郡市長ニ於テ前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ所轄土木課出張所長ニ通知スヘシ

第四條 郡市長及土木課出張所長ハ第三條ノ申出ヲ爲シタル團體ニ對シ常ニ其區域内ノ道路ニ關スル公共心ノ厚薄及路面ノ狀況等ヲ視察シ其成績ヲ考査スヘシ

第五條 郡市長ハ土木課出張所長及警察官署長ト協議ノ上成績最優良ト認ムル數團體ヲ選拔シ其ノ事績及成績調書ヲ作製シ順位ヲ附シテ毎年十一月三十日迄ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ

第六條 知事ハ審査長及審査員ヲシテ前條ノ報告ヲ審査品評セシム

第七條 審査長ハ内務部長ニ審査員ハ内務部土木課長、地方課長、學務課長、社會課長、警察部保安課長並ニ道路主事及道路技師各一名ニ之ヲ命ス

第八條 審査ハ道路ニ關スル公共心ノ厚薄ヲ調査スルヲ以テ目的ト

スルモ其ノ標準概ネ左ノ如シ

一 當該團體區域内ノ國、府縣、市、町村道ノ道路ノ路面ノ保持

宜シキヲ得現狀良好ナルコト

二 費用若ハ勞力ノ負擔方法宜シキヲ得最經濟的ニ使用シ且ツ圓

滿ニ支辨シ得タルコト

三 團體全般ノ成績良好ナルコト

前項第一號ノ審査ニ就テハ當該道路ノ構造、交通狀況、管理廳修

理ノ程度等ヲ斟酌シテ其ノ成績ヲ考查スルモノトス

九條 審査ノ結果成績優良ナルモノハ之ヲ五等級ニ分チ左ノ褒賞

ヲ授與ス

一等	賞金	貳	百	圓
二等	同	百	拾	圓
三等	同	五	拾	圓
四等	同	參	拾	圓
五等	褒	狀		

第十條 褒賞授與ノ期日ハ其ノ都度之ヲ定ム

附 則

本規則ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第三條ノ期日ハ本年ニ限り五月三十日トス

### ○道路彙聞

#### 五ヶ瀬川架橋

宮崎延岡小學校の位置移轉に伴ひ通學兒童は豊後口より五

ヶ瀬川を渡船せねばならぬ不便を生じて來たので内藤子爵家  
では之に同情して私費を以て工費約二萬圓を投じ簡單なる鐵  
橋を架し兒童の通學の便に供する筈で縣當局に許可を申請中  
であるが許可あり次第直に工事に着手して七月迄には竣工せ  
しむる豫定で竣工の曉には獨り兒童のみならず一般人通行に  
も便ならしむる筈である

#### 司令部構内の道路改修

鹿又仙臺市長は第二師團司令部構内の一部を開放し、道路  
を改修して市民の遊園地に供すべく師團に交渉したところ、  
その請願を容れて、師團にては大手門の保護其の他を條件と  
して許可したと、市に於ては未だ其の工事を起すに至らな  
かつた。ところが今般師團司令部から管理換の手續き、その他  
地區を確定する爲、實測を行ふに就き主任者の立會を要求し  
て來た。市は本年度に於て條件に對する設備を施す爲め、七  
千圓を豫算に計上してあつたので、早速地區の決定を請ふは  
ずだが、なほ師團にては更に新設すべき司令部正門及圍屏等  
の寄附願ひの提出と、工事は今秋行はるゝ特別大演習までに  
完了する様施行せられたいと要求して來たので地區決定次第  
工事に着手すべく師團正門より天守臺に通ずる道路は勾配を  
ゆるめ自由に自動車昇降し得る様改修する計畫であると。